

平成30年1月17日
生活文化部

世田谷区立世田谷美術館条例の一部改正について

(付議の要旨)

使用料・利用料及び公共施設運用の見直しに伴い、世田谷区立世田谷美術館条例の一部を改正する。

1 主旨

平成30年10月に使用料・利用料を改定するため、平成30年第1回区議会定例会に世田谷区立世田谷美術館条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

(1) 使用料・利用料の見直し

区民サービスの維持に向けて、使用料・利用料の見直し内容に基づき、料金改定を行う。展示用施設（区民ギャラリー）については、新たに区民以外の利用について加算する規定を追加する。

(2) 利用できる者についての規定の追加

新たに、利用できる者について規定する。

3 今後のスケジュール（予定）

平成30年 2月	区民生活常任委員会（条例改正案）
	平成30年第1回区議会定例会（条例改正案）
	公布（同日施行）
10月	料金改定

世田谷区立世田谷美術館条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○世田谷区立世田谷美術館条例 昭和60年11月30日条例第40号</p>	<p>○世田谷区立世田谷美術館条例 昭和60年11月30日条例第40号</p>
<p>改正</p> <p>平成9年3月12日条例第10号 平成15年3月13日条例第9号 平成15年10月1日条例第64号 平成16年3月12日条例第9号 平成17年9月29日条例第48号 平成18年3月14日条例第19号 平成19年12月11日条例第59号 平成23年3月8日条例第10号 平成24年12月10日条例第62号 平成30年3月6日条例第 号</p>	<p>改正</p> <p>平成9年3月12日条例第10号 平成15年3月13日条例第9号 平成15年10月1日条例第64号 平成16年3月12日条例第9号 平成17年9月29日条例第48号 平成18年3月14日条例第19号 平成19年12月11日条例第59号 平成23年3月8日条例第10号 平成24年12月10日条例第62号</p>
<p>第4条 美術館に保管又は展示されている美術品等について学術研究等のため模写、撮影等（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、あらかじめ第16条の規定により美術館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けた者は、別表第2に定める額の特別観覧料を納付しなければならない。</p> <p><u>（施設を利用することができる者の範囲）</u></p>	<p>第4条 美術館に保管又は展示されている美術品等について学術研究等のため模写、撮影等（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、あらかじめ第16条の規定により美術館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けた者は、別表第2に定める額の特別観覧料を納付しなければならない。</p>
<p>第4条の2 <u>別表第3に掲げる施設等を利用することができる者は、第1号に掲げる個人又は第2号に掲げる団体とする。</u></p> <p><u>（1） 次の要件を満たす者</u></p> <p>ア <u>成人であること。</u></p> <p>イ <u>区内に住所、勤務先又は通学先を有する者であること。</u></p> <p><u>（2） 次のいずれかの要件を満たす団体</u></p>	

改正後	改正前
<p>ア <u>代表者が前号に掲げる者に該当すること。</u></p> <p>イ <u>都内に主たる事務所を有すること。</u></p> <p>ウ <u>恒常的に都内で活動していること。</u></p> <p>(施設等の利用の手続)</p>	<p>(施設等の利用)</p>
<p>第5条 <u>前条に規定する施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(利用条件)</p>	<p>第5条 <u>別表第3に掲げる施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(利用条件)</p>
<p>第6条 指定管理者は、第4条に規定する特別観覧及び<u>第4条の2に規定する施設等の利用（以下「利用」という。）の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。</u></p> <p>(原状回復の義務)</p>	<p>第6条 指定管理者は、第4条に規定する特別観覧及び<u>前条に規定する施設等の利用（以下「利用」という。）の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。</u></p> <p>(原状回復の義務)</p>
<p>第12条 <u>第4条の2に規定する施設等の利用者は、利用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。また第7条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。</u></p>	<p>第12条 <u>第5条に規定する施設等の利用者は、利用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。また第7条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。</u></p>
<p><u>附 則（平成30年3月6日条例第 号）</u></p>	
<p>1 <u>この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p>	
<p>2 <u>この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の第5条の規定による承認を受けている者は、この条例による改正後の第5条の規定による承認を受けた者とみなす。</u></p>	
<p>3 <u>この条例による改正後の別表第3の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の平成30年10月1日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の申請をした者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。</u></p>	
<p>別表第3（第5条関係）</p>	<p>別表第3（第5条関係）</p>
<p>1 施設</p>	<p>1 施設</p>

改正後

(1) 展示用施設

名称	区分	使用料(1日につき)
美術館内区民ギャラリー	全体利用	13,820円
	4分の3利用	10,360円
	2分の1利用	6,910円
	4分の1利用	3,450円
世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー内区民ギャラリー	全体利用	2,880円

(2) 講堂

時間区分	午前	午後A	午後B	全日
	午前10時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午前10時から午後5時30分まで
名称				
講堂	3,600円	3,600円	3,600円	10,800円

備考

- 1 利用者が観覧料、入場料その他これらに類する料金を領収する場合及び物品を販売する場合の使用料は、当該規定使用料に、当該規定使用料の5割相当額を加算して得た額とする。
- 2 指定管理者は、利用者が利用時間を延長する場合は、1時間を限度として、管理上支障のない限りにおいてその利用を承認するものとし、区長は、指定管理者が利用を承認した時間区分の使用料の3割に相当する額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を徴収する。
- 3 区内団体(区内に主たる事務所を有するもの又は構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務地若しくは通学先を有する者で

改正前

(1) 展示用施設

名称	区分	使用料(1日につき)
美術館内区民ギャラリー	全体利用	11,520円
	4分の3利用	8,640円
	2分の1利用	5,760円
	4分の1利用	2,880円
世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー内区民ギャラリー	全体利用	2,400円

(2) 講堂

時間区分	午前	午後A	午後B	全日
	午前10時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午前10時から午後5時30分まで
名称				
講堂	3,000円	3,000円	3,000円	9,000円

備考

- 1 利用者が観覧料、入場料その他これらに類する料金を領収する場合及び物品を販売する場合の使用料は、当該規定使用料に、当該規定使用料の5割相当額を加算して得た額とする。
- 2 指定管理者は、利用者が利用時間を延長する場合は、1時間を限度として、管理上支障のない限りにおいてその利用を承認するものとし、区長は、指定管理者が利用を承認した時間区分の使用料の3割に相当する額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を徴収する。

改正後	改正前
<u>あるものをいう。)以外のものが(1)の款に掲げる展示用施設を利用する場合の使用料は、当該規定使用料に、当該規定使用料の2割相当額を加算して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</u>	